

外国人材受け入れの新制度

就労1年超で転職可

政府素案

政府の外国人労働者のあり方を巡る有識者会議は18日、11月中にもまとめる外国人労働者受け入れの新制度に関する最終報告の素案を提示した。技能実習の事実上の廃止に伴い、未熟練労働者が1年超就労し、日本語能力などの条件を満たせば転職を可能とする案を示した。（関連記事4面に）

日本語能力など条件

人材確保のため外国人労働者の長期就労の道を開く。転職は同じ業務分野内でのみ可能とする。現行の技能実習は原則転職を認めない。来日直後などの育成にかかる負担が転職前企業に集中しないための方策も盛った。転職先の企業

が転職前の企業に「移籍金」のような形で代価を支払う案を検討している。新しい制度は3年間の就労を基本とし、日本語技能試験に合格を条件に一定の技能を持つ労働者の資格である「特定技能」に移行できる。

技能実習は国際貢献を名目としたため就労後の帰国を前提とした。一方、新制度は日本でのキャリアアップを想定するため、試験に不合格だった場合でも救済措置として最長1年間の在留を許可する。

受け入れ人数は業界ご

外国人材の就労、新旧制度の比較		
	技能実習制度	新制度
在留期間	最長5年（特定技能への移行は限定的）	基本3年（特定技能に移行で延長可能）
目的	人材育成による国際貢献	人材確保と人材育成
転職	原則不可	①1年超の就労 ②基礎的な技能、日本語能力で可能
日本語能力	要件なし	就労開始前に基礎的な能力
特定技能への移行	移行できない職種あり	すべて移行可能

とに上限を設定する。経済情勢の変化に応じて有識者会議が意見を出し、

政府が決定する。外国人の人権保護の観点から来日前に借金を背負わないように、受け入れ企業が来日前の手数料を負担する仕組みの導入を検討する。

外国人の就労の支援・監督を担う監視団体の許可要件の厳格化も盛り込んだ。受け入れ企業と役員

の兼務を制限し、外部のチェックを強化する。有識者会議は素案をもとに議論を進めて最終報告書をまとめる。政府はそれを踏まえ、2024年1月召集の通常国会への法案提出を目指す。

技能実習は新興国への技術移転を目的に始まった制度だった。実態は単純労働力の確保となり、制度改正が求められていた。政府は6月に技能実習を「発展的に解消」し、新制度を創設すると決めた。